

平成25年11月18日
福島県農林水産部

ふくしま産業復興投資促進特区（農林水産業特区）の変更申請について

東日本大震災と原発事故からの復興を加速させるため、農林水産業特区について先に県といわき市で共同申請し平成25年7月5日付けで認定を受けたところですが、いわき市以外の52市町村について取りまとまったため、変更申請を行います。

◆ 変更申請の概要

1 申請者：福島県と以下の52市町村（共同申請）

福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村、浪江町、新地町、飯舘村 以上 52市町村

2 農林水産業の特区の目的

地域の特性を生かした農林水産関連産業の集積及び雇用を創出し、新たな活力の導入や農林水産資源の利活用を通じた農山漁村の再生を目指す。

3 変更の内容

上記52市町村における農林水産関連産業集積区域の新設

<農林水産関連産業集積区域>

- ・ 農業振興地域のうち、山林、風致地域、公園、墓地、緑地を除く区域
- ・ 市街化区域、用途地域は原則として対象とならないが、産地直売所、植物工場、農家レストラン等について具体的な投資計画、事業計画等がある場合は対象とすることが可能。
- ・ 水産業においては、漁港を核として「生産（水揚げ）、加工、流通・消費」の流れが構築され、集積が図られる区域

4 申請日時等

平成25年11月18日（月）13時 復興庁（福島復興局）

◆ 期待できる効果

本特区の活用により、復興を加速させ風評の払拭と力強い農山漁村の再生を目指す。

- ① 農林水産分野での企業進出、規模拡大、法人化
- ② 農林水産業と製造業との連携による更なる地域産業6次化の進展や新産業の創出
- ③ 農林漁業者自らが行う農家民宿や農家レストラン、産地直売所の取組等の進展による地産地消の推進と農山漁村の活性化